

疑義解釈（その 21）歯科関連抜粋

【骨移植術】

問 1 「K 0 5 9」骨移植術（軟骨移植術を含む。）について、骨移植部位に自家骨のみを使用し、採骨部位に人工骨を使用した場合に、骨移植術（軟骨移植術を含む。）の「3」の「ロ」を算定可能か。

（答） 算定可能。

～ 歯 注 釈 ～

医科点数表「K 0 5 9」は歯科点数表においては下記の通りになります。

J 0 6 3-2 骨移植術（軟骨移植術を含む。）

1 自家骨移植

イ 簡単なもの 1,780 点

ロ 困難なもの 16,830 点

2 同種骨移植（生体） 28,660 点

3 同種骨移植（非生体）

イ 同種骨移植（特殊なもの） 39,720 点

ロ その他の場合 21,050 点

注 骨提供者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。